

評議員選定委員会規則

(総則)

第1条 評議員の選任及び解任を行うため、当財団に評議員選定委員会を設置する。

(評議員の選任等)

第2条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

(構成等)

第3条 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。

2 委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 委員長は、委員の互選によって選出される。

(決議)

第4条 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(情報提供)

第5条 会長は評議員選定委員会における前条の審議に当たり、次に掲げる次項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者と当該法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

(委員の任期)

第6条 評議員選定委員の任期は定めない。

(委員会の開催・議長)

第7条 評議員選定委員会は、必要に応じて会長が招集する。

2 評議員選定委員会の議長は委員長がこれにあたる。

(議事録)

第8条 評議員選定委員会は、議事終了後速やかに評議員名簿及び議事録を作成する。

(日当及び費用)

第9条 当財団が評議員選定委員に、委員会の出席を依頼するときは、別に定める役員旅費規程に基づき支給する日当、食費を支払うことができる。

2 当財団は、評議員選定委員がその職務の遂行にあたって負担する費用を支払うことができる。

(附 則)

この規程は、公益財団法人全日本軟式野球連盟の設立の登記の日から施行する。